

# 常任理事報酬規程

(目的)

**第1条** この規程は、常任理事（ただし使用人兼務理事を除く）に対する報酬、賞与、その他の事項を定める。

(決定機関)

**第2条** 常任理事の報酬（賞与を含む）は、理事会で決議された報酬総額の範囲内において理事長が決定する。

(報酬体系)

**第3条** 報酬の体系は、常任理事報酬及び賞与とする。

2 常任理事の報酬については、年俸制とする。

3 常任理事の月額報酬は年俸の12分の1ヶ月とする。

4 業績によって賞与が支給される場合がある。ただし報酬及び賞与の年間総額は第5条の年俸範囲の上限を超えないこととする。

(通勤費)

**第4条** 乗用車で送迎する常任理事以外の常任理事には通勤区間の乗車定期券または回数券を現物支給するか、あるいはその実費を支給する。

(報酬の決定基準額)

**第5条** 常任理事報酬の年俸については、役位により別表1の範囲内で決定する。

(降位による報酬)

**第6条** 常任理事が常勤の下位役位となったときは、前役位報酬（月額報酬）の70%を下らないものとする。ただし、常任理事が非常勤理事に就任した場合はこの限りではない。

(長期欠務者の報酬)

**第7条** 長期欠勤（六ヶ月以上とする。）中の常任理事の報酬は、原則として、その任期満了までこれを減額しない。

(支払日、計算期間)

**第8条** 報酬の支給日は、従業員と同日とし、報酬の計算期間は、毎月当月の1日より当月の末日までとする。

2 常任理事が月の途中で退任する場合においても、日割り計算とせず一ヶ月分を支給する

(控除)

**第9条** 報酬より控除するものは、法令で定められた税金、保険料及び前払い金、貸付金の弁済分などとする。

(常任理事の報酬改定)

**第10条** 常任理事の報酬改定については、理事会で決議された報酬総額の範囲内で、理事長が決定する。

(年俸の決定基準)

第11条 学園業績を勘案し、従業員の給与水準及び他社の報酬水準を参考にして、役位別に年俸額を定める。

(常任理事の年俸)

第12条 常任理事の年俸は、前年度の業績により理事長が決定する。

(長期欠務者の年俸)

第13条 長期欠務中の常任理事の昇給は、正規勤務者の二分の一以内とする。ただし、欠務期間によっては、報酬改定しない場合もある。

(年俸の決定時期)

第14条 年俸を決定する時期は、毎年4月とする。

(人事の措置)

第15条 常任理事会は、必要に応じて、年俸報酬の増減の措置をとることができる。

付則

この規程は、平成28年4月1日より実施する。

平成31年4月1日一部改定

令和4年6月1日一部改定

令和5年4月1日一部改定

別表1

	理事長	副理事長	専務理事	常務理事	常任理事	
号俸ピッチ	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	単位円/年額
号俸範囲	1~500	1~375	1~335	1~295	1~250	1号俸 120,000円とする。

# 非常勤役員・評議員報酬等規程

(目的)

**第1条** この規程は、非常勤の理事、監事及び評議員（職員兼務を除く。以下同じ。）の報酬について定める。

(報酬等の支給)

**第2条** 非常勤役員及び評議員に対しては、報酬、退職慰労金を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

**第3条** 非常勤役員及び評議員に対する報酬の額は、別表第1のとおりとする。非常勤理事については別に月額20万円を上限とする報酬を支給する場合がある。

(報酬等の支払時期)

**第4条** 理事会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

(退任慰労金の支給)

**第5条** 非常勤役員及び評議員が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

(退任慰労金の算定方法)

**第6条** 非常勤役員及び評議員に対する退職金慰労金の額は、別表第2のとおりとする。

2 常任理事会は、退任非常勤役員及び評議員のうち在任中特に功労のあった者に対しては、前項により算定した金額に加算することができる。また、在任中重大な損害を学園に与えた者に対しては、前項により算定した金額を減額することができる。

(支給時期及び方法)

**第7条** 退職慰労金は、退任の二ヶ月以内にその全額を支給する。

(報酬及び費用弁償よりの控除)

**第8条** 報酬を支給する場合には、所得税法に基づく源泉税を控除する。

別表第1 (非常勤役員及び評議員の報酬)

	日額
理事会等会議への出席	3万円
上記のほか、法人業務のための勤務	3万円

※その他交通費を支給する。

別表第2（非常勤役員及び評議員の退職金慰労金算定式）

	日額
理事、監事	在任年数×2万円
評議員	在任年数×1万円

（改廃）

**第9条** この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

付則

この規程は、令和 2年 4月 1日より実施する